

令和7年度 知っとく情報

～自動車税（種別割）について～



納期限は**6月2日（月）**です。納期限内に納付してください。
車検を受けるには、自動車税（種別割）の納付が必要です。

1 自動車税（種別割）の納税義務がある方

4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は買主である使用者）の方に、1年度分の納税義務があります。4月1日以降に名義変更されても、4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、新所有者へは翌年度からの課税となります。

なお、廃車（抹消登録）した場合は、廃車月の翌月から月割で還付されます。手元のない自動車の納税通知書が届いた場合は、名義変更又は抹消登録の手続を依頼した人に手続が完了しているかどうかご確認ください。

※ 軽自動車税（種別割）は登録のある市町村から納税通知書が送付されます。

2 車検時の自動車税（種別割）の納付確認

車検の際は、運輸支局等において自動車税（種別割）の納付確認が行われます。延滞金も含め、未納がある場合は、車検の更新ができません。

自動車税（種別割）の納付確認は、オンラインで行うことができるため、**納税証明書の提示は原則として必要ありません。**

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付、ATMで納付した場合は1週間、金融機関や県税事務所の窓口で納付した場合は2週間経過していれば、納税証明書の提示は不要です。

ご注意ください！

○納付してすぐに車検を受ける場合

金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付し、納税通知書右側の「自動車税（種別割）納税証明書」をご使用ください。

○次の「自動車税（種別割）納税証明書」は使用できません

- ・ [登録番号] 及び [車台番号] 欄に*印があるもの
- ・ [領収日付印] がないもの
- ・ 領収日が納税証明書に記載されている指定の日を過ぎたもの

「埼玉県継続検査用確認システム」が利用可能な自動車整備事業者に車検を依頼した場合、事業者は、「埼玉県継続検査用確認システム」により、車検の際の納税証明書の提示が省略可能を確認することができます。

3 納付方法

納付方法	納付書の使用期限	参照
スマートフォン決済アプリ	納期限まで	⇒①
クレジットカード	納期限まで	⇒②
インターネットバンキング	納期限後も可能 (地方税お支払サイトからは納期限まで)	⇒③
ペイジー対応ATM	納期限まで	⇒④
ダイレクト納付	納期限まで	⇒⑤
金融機関	納期限後も可能	
コンビニエンスストア	納期限まで	

各県税事務所・自動車税事務所本所（各支所では納付できません）

令和5年度から、県内自動車税事務所4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）の窓口では納付できなくなりました。

具体的な金融機関名や詳細は、[埼玉県のホームページ](#)をご確認ください。

納税の方法 埼玉県

検索



ご注意ください！

- 領収証書及び納税証明書が必要な場合は、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。
- 金融機関やコンビニエンスストアでは、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードで納付することはできません。

① スマートフォン決済アプリ

「eL-QR」又は「コンビニ収納等用バーコード」をスマートフォン決済アプリで読み込んでください。



【eL-QRを読み取ることで納付できるアプリ】
PayPay、PayB、au PAY、ファミペイ、
楽天銀行アプリ、d払い、楽天ペイ等
利用できるアプリは[こちら](#)から確認できます。



【バーコードを読み取ることで納付できるアプリ】
PayPay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ

（注意）

○手続完了後の取消しはできませんので、ご注意ください。

② クレジットカード

「地方税お支払サイト」にアクセスし、案内に従い手順を進め、納付方法で「クレジットカード」を選択してください。

地方税お支払サイト

地方税のお支払が
便利・簡単に!!

スマホやパソコンで
お支払が可能です



「地方税お支払サイト」
はこちら↓



※ ご不明点等はサイト内のよくあるご質問
やマニュアル等をご確認ください。

(注意)

- 納付額に応じた手数料がかかります。手数料の金額は、地方税お支払サイトをご確認ください。
- 分割払いやリボ払いをご利用の場合は、別途カード会社が定める分割手数料がかかる場合があります。
- 手続き完了後の取消しはできませんので、ご注意ください。税金が還付になる場合でも手数料は還付されません。

③ インターネットバンキング

埼玉県が指定する金融機関のインターネットバンキングで、納付書に印字されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力することで納付できます。

または、「地方税お支払サイト」にアクセスし、案内に従い手順を進め、納付方法で「インターネットバンキング」を選択することで納付できます。eLTAXの利用時間内に限ります。

(注意)

- 手続き完了後の取消しはできませんので、ご注意ください。
- インターネットバンキング等のご利用は、事前に取引金融機関との契約が必要です。

④ ペイジーマークのあるATM

埼玉県が指定する金融機関のペイジーマークのあるATMを利用して納付できます。納期限後にも利用可能です。延滞金も自動計算（一部を除いて）されるため、併せて納付することができます。

または、「地方税お支払サイト」にアクセスし、案内に従い手順を進め、納付方法で「ペイジー番号を発行し当サイト以外（ATM等）で支払う」を選択することで納付できます。eLTAXの利用時間内に限ります。



(注意)

- 手続き完了後の取消しはできませんので、ご注意ください。
- ATMの操作方法や利用可能時間等は、各金融機関にお問合せください。

⑤ ダイレクト納付

「地方税お支払サイト」にアクセスし、案内に従い手順を進め、納付方法で「口座振替ダイレクト方式」を選択してください。eLTAXの利用時間内に限ります。

(注意)

- 手続き完了後の取消しはできませんので、ご注意ください。
- ダイレクト納付では、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。

自動車税事務所（048-641-2222）にご連絡の上、現金書留で送金する方法もあります。（納税通知書と110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。折り返し領収証書を送付します。）

お 得 情 報

自動車税「納めてプラス！」キャンペーン （令和7年8月31日まで）

令和7年6月2日（納期限）までに納税した領収証書等を協賛店で提示すると、お得なサービスが受けられます。詳しくは、下の二次元コードを活用し、[ホームページ](#)をご確認ください。

埼玉県 納めてプラス

検索



このポスター又は
ステッカーが協賛
店の目印です



※ ステッカー及びポスターは昨年度のデザインです。

4 納期限までに納付されなかった場合

督促に続き、財産調査（勤務先や取引先等）を経て、財産（給与や売掛金、自動車等）の差押えが行われます。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金の納付が必要になる場合があります。

金融機関窓口では令和5年度から、納付書記載の金額の納付に限られ、延滞金の計算は行われないことになりましたのでご注意ください。

なお、延滞金の納付が必要になる場合は、後日県税事務所等から納付書を送付しますので、別途納付してください。

納期限までの納付が困難な場合は、自動車税コールセンター（0570-012-229）にご相談ください。

5 次の自動車はグリーン化税制により税額が高くなっています

※ 車検証の「初度登録年月」や「備考」欄等をご確認ください。

① 初度（新車）登録から11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車（重課対象車）

燃料の種類	初度（新車）登録年月	税額
ディーゼル車（軽油）	平成26年3月31日以前	概ね 15%高くなります
ガソリン車・LPG車	平成24年3月31日以前	

※ バス（一般乗合用バスを除く）、トラック（被けん引車を除く）は、概ね10%高くなります。

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課対象外です。



埼玉県マスコット「コバトン」

② 今年度、軽減期間が終了した自動車

初度（新車）登録年月	自動車の種類	税額
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx10%低減達成に限る。）	軽減前の通常の税額

※ 上記以外にも、営業用乗用車のうち一定の要件を満たすガソリン車・LPG車・ディーゼル車について、税額が軽減されていた場合があります。

6 次の自動車はグリーン化税制により今年度の税額が軽減されています

初度（新車）登録年月	自動車の種類	税額
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx10%低減達成に限る。）	概ね 75%低くなります

※ 上記以外にも、営業用乗用車のうち一定の要件を満たすガソリン車・LPG車・ディーゼル車について、税額が軽減されていた場合があります。

7 引っ越しをしたときに必要な手続

「自動車検査証」（車検証）の住所変更手続をしてください。
住民票の変更では車検証の住所は変わりません。車検証の変更手続については、右記の「埼玉運輸支局 登録関係ヘルプデスク」までお問合せください。なお、OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用しインターネットでも手続できます（利用条件等は [OSSのサイト](#) をご確認ください。）。

やむを得ず上記の手続が遅れる場合は、次のいずれかの方法で、納税通知書の送付先の住所変更の手続をしてください。

① 埼玉県自動車税事務所ホームページの「[自動車税（種別割）住所変更届](#)」の申請画面から手続してください。

埼玉県自動車税事務所 住所変更



② 右記自動車税コールセンターへの連絡

各種お問合せ先

自動車税コールセンター・チャットボット

0570-012-229

あらかじめ自動車の登録番号（ナンバー）をご確認の上、平日8:30～17:15にお問合せください。

チャットボットはこちらからお利用ください。

24時間365日ご質問にお答えします。

※ メンテナンス日を除く。



埼玉運輸支局 登録関係ヘルプデスク

050-5540-2026

車検証（自動車検査証）の変更手続に関するお問合せは、開庁日の8:30～17:15（自動音声案内は24時間対応）にお問合せください。

8 障害者の方のための減免について ※ このご案内は、納税通知書を受け取った自動車税（種別割）が対象です。

埼玉県内に住民登録のある障害者の通院、通学、通所、生業のために使用する自動車（個人名義の自家用自動車に限る。）で一定の要件を満たすものは、申請することにより**障害者1人につき1台に限り**、自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

(1) 減免できる自動車 ※ 埼玉県外に転出して、登録を変更していない（埼玉県内のナンバーのままの）自動車は減免できません。

	自動車の所有者（納税義務者）	自動車の運転者	手続に必要な書類（詳しくは下記（6）をご覧ください）
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④
		障害者と同一生計の家族等	
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人	①②③④⑤ ※ 同居している場合は⑤を省略できます。
		障害者と同一生計の家族等	
ウ	障害者本人（世帯に運転免許証をお持ちの家族等がない方）	常時介護者（障害者のために常時運転する方）	①②③④⑥⑦

(2) 減免の対象となる障害の区分と級

	手帳の種類及び障害の区分	障害の級別
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
	体幹	1級～3級、5級
	聴覚	2級、3級
	視覚	1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1） 3級（こう頭が摘出された場合に限る。）
	音声又は言語機能	3級
	平衡機能	3級
	上肢（じょうし） ※ 主に手や腕	1級、2級
	下肢（かじ） ※ 主に足	1級～6級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	1級、2級 移動
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級～3級
療育手帳	(A) またはA	
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療を受けている方に限る）	
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる。	

※ 障害者が半身不随の場合など複数の障害がある場合には、障害の区分ごとの級を確認します。

(3) 申請方法は次の3種類

- 自動車税事務所・同支所又は県税事務所の窓口での申請
- 郵送申請
- 埼玉県電子申請システムを利用した電子申請

(4) 申請期限

納税通知書に記載された納期限（令和7年6月2日（月））まで

※ 納期限後でも申請できますが、減免される税額は、申請した日の翌月からの月割額です。

(5) 減免の上限額

45,000円（グリーン化税制による重課対象車は51,700円）です。

※ 上限額を超えた差額は納税していただきます。

(6) 手続に必要な書類（窓口での申請の場合）

※ 郵送、電子申請の場合は[こちら](#)、又は、右記二次元コードからご確認ください。



共通

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 ●必ず実物（複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳）
精神障害者保健福祉手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証（受給者証の交付を受けていない場合は精神通院医療を受けていることが確認できるもの）が必要です。
- 運転者の運転免許証（コピー可、表裏両面）
- 自動車検査証（コピー可）
電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可）
- 自動車税（種別割）納税通知書

障害者と同一生計の家族等が別居の場合

- 障害者と同一生計の家族等の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、扶養関係であることが確認できる書類（コピー可）、または「同一生計誓約書」（*）に納税義務者が自署したもの。

上記「(1) 減免できる自動車」でウに該当する場合

- 障害者の住民票の写し
（世帯全員、申請前3か月以内に発行されたもの）
 - 「常時介護者の誓約書」（*）に、障害者のために常時運転する方が自署したもの。
- * 自動車税事務所 [ホームページ](#) からダウンロード、または申請窓口でお渡しします。

自動車税関係書類様式集 埼玉県 検索

（注）手帳を交付申請中でも減免の仮申請をすることができます。上記の書類①の代わりに、手帳交付申請中であることがわかる書類（市町村の受付日が確認できる手帳交付申請書のコピー等）が必要です。

●障害者減免以外（公益法人、通園バス等）での減免等に関するお問合せ先

自動車税事務所：048-658-0227

大宮支所：048-623-0600 熊谷支所：048-532-8011

所沢支所：04-2998-1321 春日部支所：048-763-4111